



新規学卒者の方へ 奨学金の返還を支援します

最大60万円

《八千代町奨学金返還支援補助金》

本町への移住及び定住の促進を目的とし、高等学校や大学等の在学期間中に奨学金を受け、卒業後において本町に居住し、就業している新規学卒者に対し、奨学金の返還に要する経費の一部を補助します。

補助対象奨学金

以下のいずれかに該当するもの

- 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する第一種及び第二種奨学金
- 茨城県奨学資金貸与条例に基づく奨学資金
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく福祉資金貸付金（修学資金に限る。）
- その他補助金の対象として適当であると町長が認めるもの

補助対象者

申請日において以下の全てに該当する方

- 申請日が属する年の1月1日には、本町に住所を置き、現に居住していること。
- 返還開始5年経過日までの間、本町に住所を置き、実際に居住し続ける見込みであること。
- 年齢が35歳以下であること。
- 奨学金の借入れが終了し、その返還を開始していること。
- 1年以内に補助対象学校を卒業していること。
- 次のいずれかに該当すること。
 - ◆雇用期間の定めのない契約により雇用されている、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者であること。
 - ◆個人で農業その他事業を営む者又はその事業専従者であること。

※上記にかかわらず、次に掲げる方は補助対象者となりませんので、ご注意ください。

- 国家公務員又は地方公務員として常時勤務している者（会計年度任用職員を含む。）
- 独立行政法人に雇用されている者（会計年度任用職員を含む。）
- 同一世帯内で町税等の滞納がある者
- 申請対象年に対して、既に同様の補助金を申請又は受領している者
- 過去に本補助金の交付の決定を受けたことがある者
- その他補助金を交付することが不相当であると町長が認めた者

【補助対象期間】

返還開始日の属する月から
起算して60か月後まで

【補助金額（最大）】

1万円×60ヶ月＝**60万円**
※申請1回につき12万円限度

【申請期間（毎年）】

1月1日～1月31日まで

詳細はこちら
(町ホームページ)

【問い合わせ先】

八千代町役場 秘書公室 まちづくり推進課 地方創生係
TEL0296-48-1111(内線 3420)



八千代町奨学金返還支援補助金交付手続の流れ

表面に記載されている、補助対象者の要件を全て満たす方に補助金を交付します。

補助対象学校を卒業後、八千代町に住民登録（がある）をする。



- 申請に必要な書類を、**1月1日から1月31日**（同日が閉庁日に当たる場合は、その後の最も近い開庁日）までに、まちづくり推進課 地方創生係へ提出してください。

【必要となる書類】

- ① 八千代町奨学金返還支援補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）
- ② 本人確認書類の写し
- ③ 承諾書兼誓約書（様式第2号）
- ④ 申請者が補助対象学校の卒業等をしたことを証する書類の写し 《初回申請時のみ》
- ⑤ 奨学金を貸与していた者が発行する貸与を証する書類の写し 《初回申請時のみ》
- ⑥ 奨学金の返還完了までの計画を確認することができる書類の写し 《初回申請時のみ》
- ⑦ 奨学金の返還の事実及び金額を証する書類の写し
- ⑧ 就業証明書（様式第3号）
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類



- 町において、申請書類の審査および申請者の調査（納税状況等）を行います。



- 申請者に、八千代町奨学金返還支援補助金交付決定通知書を送付します。



- 指定された口座に、当該年度分の補助金を振り込みます。

【注意事項】

- ①毎年度1月1日から1月31日（同日が閉庁日に当たる場合は、その後の最も近い開庁日）までに申請書兼実績報告書兼請求書に添付書類を添えて申請してください。
- ②補助金の対象期間中は、住民登録や税務に関する資料を調査・閲覧します。
- ③申請に関する提出書類は、発行に時間がかかる場合がありますので、お早めにご準備ください。
- ④町外への転出や退職等の理由により、補助対象者として要件を満たさなくなった場合には、速やかにまちづくり推進課にご連絡ください。
- ⑤補助対象者として要件を満たさないことが明らかになったときは、返還請求いたします。
- ⑥予算の範囲を超えた時点で終了させていただきます。